

9月定例教育委員会

新旧対照表

(令和元年9月27日)

議案

- 第2号 丹波篠山市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
(こども未来課)・・・1頁
- 第3号 丹波篠山市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について
(こども未来課)・・・2頁
- 第4号 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(こども未来課)・・・3頁

丹波篠山市立幼稚園規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 園長は、次の各号のいずれかに該当する者については、退園を命ずることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なくして1箇月以上引き続き無届欠席したもの</p> <p>(2) 疾病又は身体発育不十分で、幼稚園保育にたえられないと認められるもの</p> <p>(3) 正当な理由なく、<u>保育料の滞納等その他規則に反したもの</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(保育料)</u></p> <p>第17条 <u>保育料の額及びその徴収方法については、丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例（平成11年篠山市条例第80号）の定めるところによる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、保育上必要な事項は、園長が定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 園長は、次の各号のいずれかに該当する者については、退園を命ずることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なくして1箇月以上引き続き無届欠席したもの</p> <p>(2) 疾病又は身体発育不十分で、幼稚園保育にたえられないと認められるもの</p> <p>(3) 正当な理由なく、規則に反したもの</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、保育上必要な事項は、園長が定める。</p> <p>(略)</p>

丹波篠山市立認定こども園規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>(月途中入退所者の保育料)</p> <p><u>第14条 支給認定規則に規定する支給認定区分(以下「認定区分」という。)が1号の者で月途中入所者の保育料は、その月の保育料に月途中入所日から開所日数(20日を超える場合は、20日とする。)を乗じて20日で除した金額とする。</u></p> <p><u>2 認定区分が2号及び3号の者で月途中入所者の保育料は、その月の保育料に月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は、25日とする。)を乗じて25日で除した金額とする。</u></p> <p><u>3 認定区分が1号の者で月途中退所者の保育料は、その月の保育料に月途中退所日前日までの開所日数(20日を超える場合は、20日とする。)を乗じて20日で除した金額とする。</u></p> <p><u>4 認定区分が2号及び3号の者で月途中退所者の保育料は、その月の保育料に月途中退所日前日までの開所日数(25日を超える場合は、25日とする。)を乗じて25日で除した金額とする。</u></p> <p><u>5 前4項において算出された金額については、10円未満を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(月途中入退所者の保育料)</p> <p>第14条 (削除)</p> <p>月途中入所者の保育料は、その月の保育料に月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は、25日とする。)を乗じて25日で除した金額とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 月途中退所者の保育料は、その月の保育料に月途中退所日前日までの開所日数(25日を超える場合は、25日とする。)を乗じて25日で除した金額とする。</u></p> <p><u>3 前2項において算出された金額については、10円未満を切り捨てるものとする。</u></p>

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(保育料)</u></p> <p><u>第10条 条例第5条第1項により決定された保育料（以下「保育料」という。）は、事前に保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 保育料は、その月に在籍していたすべての者から徴収し、月途中に入所した者については、保育料に月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は、25日とする。）を乗じて25日で除した金額をその月の保育料とする。</u></p> <p><u>3 月の途中において退所した者の保育料は、保育料に月途中退所日前日までの開所日数（25日を超える場合は、25日とする。）を乗じて25日で除した金額をその月の保育料とする。</u></p> <p><u>4 前2項において算出された金額については、10円未満を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>5 保育料算定における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>6 前項の所得割の計算に当たっては、特定教育・保育の給付を受ける月の属する年度の前年度（当該給付を受ける月が4月から8</u></p>	<p>(削除)</p>

月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

7 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

(保育料の減免)

第11条 条例第7条の保育料の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる世帯が施設を利用する場合、市民税所得割課税世帯の2人目の園児の保育料については、保育料の2分の1に相当する額を減額し、3人目以降の園児の保育料については、無料とする。

3 前項の規定にかかわらず、園児の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる保育料とする。ただし、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、次に掲げる世帯の場合は、同一世帯

(削除)

の兄弟姉妹が2人以上いる場合の最年長の子どもから順に、2人目以降の園児の保育料については、無料とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療養手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

<u>区分</u>	<u>入所月等</u>	<u>世帯の階層区分</u>	<u>園児1人当たりの保育料（月額）</u>
-----------	-------------	----------------	------------------------

年度 を通 して 利用 する 場合	各月	市民税所得割課税額 48,600 円未満の世帯	1,250円
		市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	2,130円
春 季、 夏季 及び 冬季 休業 期間 中の み利 用す る場 合	4月、 7月、	市民税所得割課税額 48,600 円未満の世帯	410円
	3月	市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	700円
	8月	市民税所得割課税額 48,600 円未満の世帯	1,250円
		市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	2,130円
	12 月、1 月	市民税所得割課税額 48,600 円未満の世帯	200円
		市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	350円

(減免の決定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査のうえ決定するものとする。

2 前項の規定により、市長が減免することが適当と認めた場合は、保育料減免決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(削除)

3 第1項の規定により、市長が減免することが適当と認めなかった場合には、保育料減免申請却下通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（給食等）

第13条 教育委員会は、条例第4条第1項の承諾を受けた園児に対し、必要に応じて保育園給食及びおやつを提供する。

2 （略）

（給食費等の納入方法）

第14条 （略）

（その他）

第15条 （略）

別表第2（第13条関係）

項目	金額
給食費	1食230円
おやつ代	1食50円

備考

- 1 生活保護法による被保護世帯又は第11条第3項各号のいずれかに該当する市民税非課税世帯の園児の給食費及びおやつ代は、無料とする。
- 2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の園児の給食費及びおやつ代は、2人目の園児にあっては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児にあっては無料とする。ただし、市民税非課税世帯の園児の給食費及びおや

（給食等）

第10条 教育委員会は、条例第4条第1項の承諾を受けた園児に対し、必要に応じて給食及びおやつを提供する。

2 （略）

（給食費等の納入方法）

第11条 （略）

（その他）

第12条 （略）

別表第2（第13条関係）

項目	金額
給食費	1食230円
おやつ代	1食50円

備考

- 1 生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯又は市民税所得割課税額77,101円未満の世帯の園児の給食費及びおやつ代は、無料とする。
- 2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の園児の給食費及びおやつ代は、2人目の園児にあっては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児にあっては無料とする。

つ代は、2人目以降の園児にあつては無料とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、当該世帯が第11条第3項に規定する世帯に該当するときの当該世帯の園児の給食費は、1人目の園児にあつては1食46円とし、2人目以降の園児にあつては無料とする。また、当該世帯の園児のおやつ代は、1人目の園児にあつては1食10円とし、2人目以降の園児にあつては無料とする。

様式第1号（第5条関係）

預かり保育入所申込書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

保護者 住所
氏名
電話番号 印

預かり保育に入所したいので、下記のとおり申し込みいたします。

また、入所にあたり裏面の記載事項を遵守するとともに、預かり保育料算定に必要な市民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

入所園児	ふりがな		生年月日	・	・
	氏名				
	ふりがな		生年月日	・	・
	氏名				
	ふりがな		生年月日	・	・

(削除)

様式第1号（第5条関係）

預かり保育入所申込書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

保護者 住所
氏名
電話番号 印

預かり保育に入所したいので、下記のとおり申し込みいたします。

また、入所にあたり裏面の記載事項を遵守するとともに、預かり保育料算定に必要な市民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

入所園児	ふりがな		生年月日	・	・
	氏名				
	ふりがな		生年月日	・	・
	氏名				
	ふりがな		生年月日	・	・

	氏名					
入所を希望する理由		具体的理由				
利用形態	通年利用	春休み・夏休み・冬休み ・春休み (4/1~9) (7/21~8/31) (12/25~1/6) (3/20~31)		のみ利用		
早朝預かり保育 (午前7:30~8:30)	利用する ・ 利用しない					
幼稚園名						
家庭の状況						
家族構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先等	連絡先	帰宅時間
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			

	氏名					
入所を希望する理由		具体的理由				
利用形態	通年利用	春休み・夏休み・冬休み ・春休み (4/1~9) (7/21~8/31) (12/25~1/6) (3/20~31)		のみ利用		
早朝預かり保育 (午前7:30~8:30)	利用する ・ 利用しない					
幼稚園名						
家庭の状況						
家族構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先等	連絡先	帰宅時間
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			
			・			

預かり保育施設から家までの通所経路

預かり保育施設から家までの通所経路

遵守事項

1 事故及び疾病

(1) 預かり保育活動中の事故又は疾病の場合、職員と保護者が綿密な連絡を取り、必要な措置を講ずる。

(2) 預かり保育活動以外の事故は、保護者の責任とする。

2 預かり保育のきまり、指導員の指示を遵守します。

3 次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに退所することを了承します。

(1) 申請事由が消滅したとき。

(2) 保育料を3ヶ月以上滞納したとき。

(3) 承諾に付した条件に違反したとき。

(4) 申請事由が虚偽であったとき。

(5) 園児への個別的又は集団指導に支障のあるとき。

遵守事項

1 事故及び疾病

(1) 預かり保育活動中の事故又は疾病の場合、職員と保護者が綿密な連絡を取り、必要な措置を講ずる。

(2) 預かり保育活動以外の事故は、保護者の責任とする。

2 預かり保育のきまり、指導員の指示を遵守します。

3 次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに退所することを了承します。

(1) 申請事由が消滅したとき。

(2) 承諾に付した条件に違反したとき。

(3) 申請事由が虚偽であったとき。

(4) 園児への個別的又は集団指導に支障のあるとき。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

丹波篠山市教育委員会

預かり保育入所承諾書

申込みのありました預かり保育の入所について次のとおり承諾します。

園児の氏名及び 生年月日	年 月 日生
入所する施設の 名称及び所在地	
入所日	年 月 日
備考	
<p>1 入所承諾後、入所日までに転出された場合は、この承諾書を無効とし、入所を取り消します。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに退所させます。</p> <p>(1) 申請事由が消滅したとき。</p> <p>(2) 保育料を3ヶ月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 申請事由が虚偽であったとき。</p> <p>(5) 園児への個別的または集団指導に支障があるとき。</p> <p>3 入所承諾期間の詳細（該当者のみ）</p> <p><input type="checkbox"/>就労予定につき入所承諾期間は 年 月 日から 年</p>	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

丹波篠山市教育委員会

預かり保育入所承諾書

申込みのありました預かり保育の入所について次のとおり承諾します。

園児の氏名及び 生年月日	年 月 日生
入所する施設の 名称及び所在地	
入所日	年 月 日
備考	
<p>1 入所承諾後、入所日までに転出された場合は、この承諾書を無効とし、入所を取り消します。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに退所させます。</p> <p>(1) 申請事由が消滅したとき。</p> <p>(2) 承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 申請事由が虚偽であったとき。</p> <p>(4) 園児への個別的または集団指導に支障があるとき。</p> <p>3 入所承諾期間の詳細（該当者のみ）</p> <p><input type="checkbox"/>就労予定につき入所承諾期間は 年 月 日から 年</p>	

月 日まで
 入所後2ヶ月以内に、必ず就労証明等ご提出ください。

出産予定につき出産予定日（ 年 月 日）の前2ヶ月、出産日の後2ヶ月

長期休業期間中のみの利用

春休み（4/1～4/9） 夏休み（7/21～8/31）

冬休み（12/25～1/6） 春休み（3/20～3/31）

月 日まで
 入所後2ヶ月以内に、必ず就労証明等ご提出ください。

出産予定につき出産予定日（ 年 月 日）の前2ヶ月、出産日の後2ヶ月

長期休業期間中のみの利用

春休み（4/1～4/9） 夏休み（7/21～8/31）

冬休み（12/25～1/6） 春休み（3/20～3/31）

様式第7号（第11条関係）

（削除）

保育料減免申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住所
 氏名 印

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条による保育料の減免を願いたく申請します。
また、減免算定に必要な資料を閲覧することに同意します。

記

- 1 園児の氏名
- 2 園児の生年月日
- 3 園児の住所

4 申請者との続柄

5 申請理由

様式第8号(第12条関係)

保育料減免決定通知書

年 月 日

様

丹波篠山市長

印

年 月 日付で減免申請のあった(園児の氏名))
にかかる保育料を下記のとおり減免いたします。

記

種 別	保 育 料	免除・減額の 金額	納入すべき金 額	摘 要

様式第9号(第12条関係)

保育料減免申請却下通知書

年 月 日

様

(削除)

(削除)

丹波篠山市長

印

年 月 日付けで減免申請のあった（園児の氏名
）にかかる保育料の減免については、次の理由により減免できませんので通
知いたします。

（減免申請を却下する理由）